

HR 掲示

令和7年4月8日
教 務 部

気象警報発令時の対応について

京都・亀岡地域に「特別警報」または「暴風警報」、「暴風雪警報」が発表された場合、次の措置をとります。

- ①午前6時30分までに上記の警報が解除された場合は、通常通り授業を行います。
 - ②午前6時30分の時点で上記の警報が発表されている場合は、自宅待機してください。
 - ③午前8時30分までに上記の警報が解除された場合は、午前10時30分までに登校してください。SHRを行い、通常の3限の授業から開始します。
 - ④午前11時までに上記の警報が解除された場合は、午後1時までに登校してください。SHRを行い、通常の5限の授業から開始します。
 - ⑤午前11時の時点で上記の警報が発表されている場合は、臨時休校とします。
- 上記とは異なる臨時の措置をとる場合もありますので、洛東高等学校のホームページやClassiを適宜確認するようにしてください。

- ※ 学校への連絡は、電話またはClassiにて行ってください。
- ※ 上記の警報が解除されても、交通障害などの理由により登校が困難な場合、速やかに学校に連絡した上で、自宅待機してください。
- ※ 京都・亀岡地域以外に在住の生徒は、在住する市町村に上記の警報または「避難に関する情報」が発表されている場合、自宅待機してください。また、その場合、速やかに学校に連絡してください。
- ※ 休日に上記の警報が発令された場合、部活動や校内で行われる模試等についても、上記の規定に準じて判断してください。なお、この場合についても、学校に必ず連絡し、留守番電話にその旨を吹き込んでおいてください。